

佐賀労働局発表
令和4年8月31日

【照会先】
佐賀労働局雇用環境・均等室
雇用環境・均等室長 大田 隆
室長補佐 平山 正
(電話) 0952-32-7218

産後パパ育休(出生時育児休業)が10月1日から施行されます ～9月に規定整備等に関する相談会を実施します～

改正育児・介護休業法により令和4年10月1日から「産後パパ育休(出生時育児休業)」や「育児休業の分割取得」等が施行されます。(別添資料1)

佐賀労働局(局長 重河真弓)は、改正育児・介護休業法の周知を図り、規定整備等に取り組む事業主の支援を行うため下記のとおり、「規定整備等に関する相談会」を開催します。

また、育児・介護休業等に関する特別相談窓口において、産後パパ育休(出生時育児休業)施行前後の労働者や事業主の相談に対応します。

1 改正育児・介護休業法に係る規定整備等に関する個別相談会(別添資料2)

<日時> 令和4年9月6日(火)、9月8日(木)、9月15日(木) 10:00～16:30

<会場> 佐賀第2合同庁舎 5階 大会議室1

<WEB相談会> 9月13日(火) 10:00～16:30

<対象> 事業主、人事労務担当者等

*相談は無料ですが、開催前日までの申し込みが必要です。

<申込先> 佐賀労働局雇用環境・均等室

TEL 0952-32-7218

FAX 0952-32-7224

2 育児・介護休業法に関する特別相談窓口(別添資料3)

佐賀労働局雇用環境・均等室 0952-32-7218

8:30～17:15 (土日・祝日を除く)

*産後パパ育休(出生時育児休業)とは

子の出生後8週間以内の期間に、産後休業をしていない労働者が4週間(28日間)の育児休業を取得できる新しい育児休業制度です

別添資料

- 1 改正育児・介護休業法 対応はお済みですか?
- 2 改正育児・介護休業法に係る規定整備等に関する個別相談会のご案内
- 3 育児・介護休業制度等に関する相談窓口のご案内

改正育児・介護休業法 対応はお済みですか？

■ 令和4年4月1日から義務化される事項

※1：事業主向け説明資料
は[こちら](#)



1 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備が必要です！

何を？	<p>①～④のいずれかを実施してください（複数が望ましい）。 産後パパ育休は、令和4年10月1日から施行</p> <p>①育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施</p> <p>②育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備（相談窓口や相談対応者の設置）</p> <p>③自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供</p> <p>④自社の労働者への育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知</p>
具体的には？	<p>①「研修」 対象は、全労働者が望ましいですが、少なくとも管理職は、研修を受けたことがある状態にしてください。</p> <p>②「相談体制の整備」 窓口を設ける場合、形式的に設けるだけでなく、実質的な対応が可能な窓口を設けてください。 また、窓口の周知等をして、労働者が利用しやすい体制を整備してください。</p> <p>③「自社の育休取得事例の提供」 自社の育休取得事例を収集し、事例を掲載した書類の配付やイントラネットへの掲載等を行い、労働者が閲覧できるようにしてください。 提供する事例を特定の性別や職種、雇用形態に偏らせず、可能な限り様々な労働者の事例を収集・提供し、特定の者の育児休業の申し出を控えさせることに繋がらないように配慮してください。</p> <p>④「制度と育休取得促進に関する方針の周知」 育児休業に関する制度と育児休業の取得の促進に関する事業主の方針を記載したもの（ポスターなど）を事業所内やイントラネットへ掲載してください。</p>

2 個別の周知・意向確認が必要です！

個別周知・意向確認、雇用環境整備の様式例は[こちら](#)



令和4年4月1日以降の申し出が対象です。取得を控えさせるような形での周知・意向確認は、この措置の実施とは認められません。

誰に？	(本人または配偶者の) 妊娠・出産の申し出をした労働者
何を？	<p>①～④全てを行ってください。 産後パパ育休は、令和4年10月1日以降の申し出が対象</p> <p>① 育児休業・産後パパ育休に関する制度（制度の内容など）</p> <p>② 育児休業・産後パパ育休の申出先（例：「人事課」、「総務課」など）</p> <p>③ 育児休業給付に関すること（例：制度の内容など）</p> <p>④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間において負担すべき社会保険料の取扱い</p>
いつ？	妊娠・出産の申し出が出産予定日の1か月半以上前に行われた場合▶出産予定日の1か月前までにそれ以降の申し出の場合などは「事業主向け説明資料」3-1を参照※1
どうやって？	①面談（オンライン可） ②書面交付 ③FAX ④電子メール等のいずれか（③④は労働者が希望した場合に限る）

■ 就業規則の変更

・変更した就業規則は労働者への周知が必要です。
・常時10人以上の労働者を使用する事業場は、労働基準監督署への届け出も必要です。

規定例は[こちら](#)



第1弾「令和4年4月1日」までに就業規則の変更が必要です！

有期雇用労働者が育児休業・介護休業を取得できる要件が緩和されます。
就業規則に、右記(1)の要件が記載されている場合は、その記載を削除する必要があります。

※引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可能です。



具体例（現行の規定例と削除対象）

有期雇用労働者にあつては、次のいずれにも該当するものに限り休業をすることができる。

- 育児休業
 - (1) 引き続き雇用された期間が**1年以上** ←削除！
 - (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない
- 介護休業
 - (1) 引き続き雇用された期間が**1年以上** ←削除！
 - (2) 介護休業開始予定日から93日経過日から6か月を経過する日までに契約が満了することが明らかでない

【第2弾】は裏面をご覧ください

■令和4年10月1日から施行される事項

第2弾「令和4年10月1日」までに就業規則の変更が必要です!



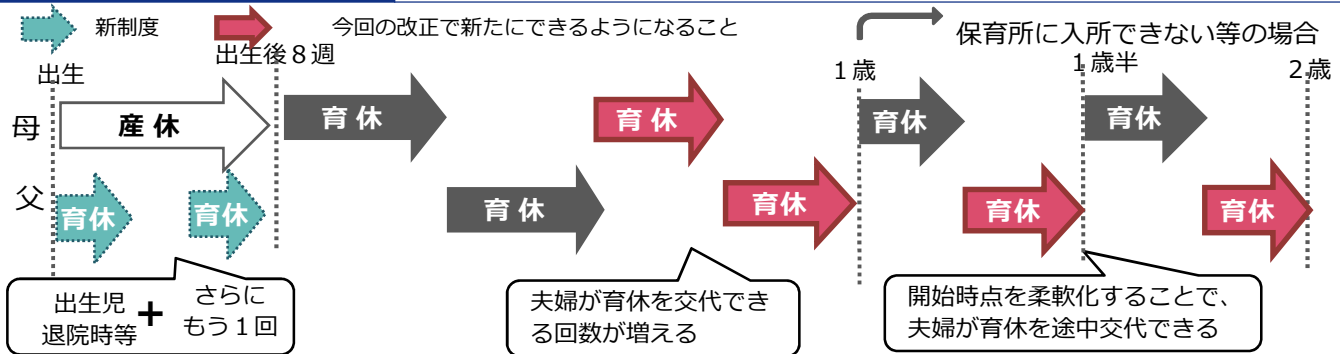
産後パパ育休（出生時育児休業）の創設（➡）

規定例は[こちら](#)

対象期間／取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能
申し出期限	原則、休業の2週間前まで 雇用環境の整備などについて、法を上回る取組を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができる →詳細は「事業主向け説明資料」3-3※1を参照
分割取得	2回まで分割して取得可能（2回分まとめて申し出する必要あり）
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が個別に合意した範囲で休業中に就業することができる（就業可能日数等には上限あり）

育児休業制度の変更（改正後の内容）（➡）

1歳までの育児休業	2回まで分割して取得可能（取得の際にそれぞれ申し出）
特に必要と認められる場合の1歳以降の育児休業	休業開始日の柔軟化 期間の途中で配偶者と交代して育児休業を開始できるようにする観点から、配偶者の休業の終了予定日の翌日以前の日を、本人の育児休業開始予定日とすることができる。 特別な事情がある場合に限り再取得可能



中小企業向け支援をご活用ください

ハローワークにおける求人者支援員による支援など



ハローワークでは、育児休業中の代替要員を確保したい企業を支援しています。求職者が応募しやすい求人条件の設定に関するアドバイス、求職者への応募の働きかけなどを行っています。求人のお申し込みは、ハローワークの窓口、オンラインに加え、ハローワークから企業に訪問することも可能です。

全国のハローワーク

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork

両立支援等助成金（令和4年度） <https://www.mhlw.go.jp/content/000927607.pdf>



職業生活と家庭生活が両立できる「職場環境づくり」を支援します。

出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）	育児休業や育児目的休暇を男性労働者が取得しやすい職場風土作りに取り組み、男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得した中小事業主等に支給。
育児休業等支援コース	育児休業の円滑な取得・職場復帰のための取組を行った中小事業主に支給。

中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業



<https://ikuji-kaigo.com/>

制度整備や育児休業中の代替要員確保・業務代替等でお悩みの企業に、社会保険労務士等の専門家が無料でアドバイスします。

イクメンプロジェクト

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/>



改正育児・介護休業法も踏まえて、男性の育児休業取得促進等に関するオンラインセミナーを毎月開催しています。また、社内研修用資料などがダウンロードできます。

お問い合わせ先 佐賀労働局 雇用環境・均等室 Tel.0952-32-7218

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

<https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/>



令和4年10月1日より出生時育児休業（産後パパ育休）が施行されます

改正育児・介護休業法に係る規定整備等に関する 個別相談会のご案内

令和3年の育児・介護休業法の改正により、育児休業を取得しやすい環境整備等に関する措置の義務化、子の出生直後の育児休業（出生時育児休業）制度の創設等が令和4年4月1日から段階的に施行されています。

佐賀労働局雇用環境・均等室では、令和4年10月1日から出生時育児休業等が施行されることに伴い、育児・介護休業規定等の変更や労働者への周知等雇用管理改善措置のための、「規定整備等に関する個別相談会」を下記のとおり開催いたします。

佐賀労働局雇用環境・均等室所属の指導員等が対応いたしますので、規定整備の準備がお済みではない事業場におかれては、取組にご活用ください。

○日時

(1) 対面式

第1回 令和4年9月6日(火) 10:00~16:30

第2回 令和4年9月8日(木) 10:00~16:30

第3回 令和4年9月15日(木) 10:00~16:30

○会場

佐賀第2合同庁舎 5F 大会議室1（住所 佐賀市駅前中央3丁目3番20号）

(2) WEB(zoom)方式による個別相談

日時 令和4年9月13日(火) 10時~16時30分

○申し込み方法

ご希望の方は裏面の申込票にご記入の上、前日までにFAXにてお申し込みください。

○申込み・問い合わせ先

佐賀労働局雇用均等室
TEL 0952-32-7218
Fax 0952-32-7224

当日は職場のハラスメント
防止対策などについて
ご相談にも応じます。

改正育児・介護休業法に係る規定整備等に関する 個別相談会申込票

FAX 0952-32-7224

希望される相談日前日までにお申し込みください。



メールでの
お申込は
こちらから

◎ 希望される日時に○印をご記入下さい。

※ 希望が同一の時間帯に集中した場合は、受付順とさせていただきますので、あらかじめご了承下さい。変更の場合は、折り返し相談日時をご連絡いたします。

(1)	対面式個別相談会		
日時	9月6日(火)	9月8日(木)	9月15日(木)
10:00~11:00			
11:00~12:00			
13:30~14:30			
14:30~15:30			
15:30~16:30			

※相談時間は1企業60分以内とします。

*当日、佐賀働き方改革推進支援センターの「働き方改革に関する相談」を希望しますか

希望する 希望しない 別の日に希望する (月 日)

(2)WEB(ZOOM)方式による個別相談会

令和4年 9月13日(火)	10時~ 11時	11時~ 12時	13時30分~ 14時30分	14時30分~ 15時30分	15時30分~ 16時30分
希望する 時間帯					

QRコードからメールでお申し込みください。

先着順としますので、ご了解ください。相談会参加方式等については後日お知らせします。

事業所名 _____

住所 _____

(TEL _____)

出席者役職・氏名 _____

育児・介護休業制度等に関する 特別相談窓口のご案内

<開設期間>

令和3年11月1日～

令和5年3月31日

相談
無料

●佐賀労働局雇用環境・均等室

〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20

佐賀第2合同庁舎5階

電話 0952-32-7218

(8:30～17:15 土日・祝日を除く)

女性労働者-男性労働者等、事業主等からの
育児休業等に関する相談をお受けします

☆育児・介護休業法の改正内容について

☆☆育児休業制度、介護休業制度に関すること

☆☆☆事業主支援制度に関すること

☆☆☆☆育児休業制度等の取得、不利益取扱いについて